

宿泊約款

第1条(適用範囲)

1. 当貸別荘が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとします。
2. 当貸別荘が法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条(宿泊契約の申込み)

1. 当貸別荘に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当貸別荘に申し出ていただきます
 - 1.1. 宿泊者名
 - 1.2. 宿泊日および到着予定時刻
 - 1.3. 宿泊料金
 - 1.4. その他当貸別荘が必要と認める事項
2. 宿泊契約の申し込みがなされた場合、申込者は、本約款の内容に同意し、遵守することに同意したものと取り扱うこととします。
3. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当貸別荘は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条(宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当貸別荘が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当貸別荘が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金、諸費用、預かり金を当貸別荘が指定する日までに、指定する方法によりお支払いいただきます。
3. 第2項の宿泊料金を同項の規定により当貸別荘が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当貸別荘がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

4条(宿泊契約締結の拒否)

1. 当貸別荘は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - 1.1. 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - 1.2. 満室により貸別荘の余裕がないとき。
 - 1.3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - 1.4. 宿泊しようとする者が、次の1.4.1から1.4.3に該当すると認められるとき。
 - 1.4.1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - 1.4.2. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - 1.4.3. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - 1.5. 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 1.6. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 1.7. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 1.8. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - 1.9. 20才未満の宿泊客のみでのご利用。

第5条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当貸別荘に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当貸別荘は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当貸別荘が宿泊料金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、予約時に、各予約サイトにおいて提示した、予約対象プランのキャンセルポリシーに基づきキャンセル料を申し受けます。
3. 当貸別荘は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第6条(当貸別荘の契約解除権)

1. 当貸別荘は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - 1.1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序(反社会的行為)若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - 1.2. 宿泊客が次の1.2.1から1.2.3に該当すると認められるとき。
 - 1.2.1. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - 1.2.2. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - 1.2.3. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - 1.3. 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 1.4. 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 1.5. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 1.6. 別荘管理者の許可無く、営業行為(展示会・その他)等、宿泊以外の目的での利用したとき
 - 1.7. 天災・災害・事件等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - 1.8. 建物、設備の故障、損傷により宿泊させることができないとき。
 - 1.9. 当貸別荘が定める利用規則に従わないとき。
 - 1.10. 下記物品などの持ち込みが行われたとき。
 - 1.10.1. 火薬、爆薬、ガソリン、灯油、薬品、毒性ガス、揮発油等 等の危険物
 - 1.10.2. 腐敗物、不潔物、その他湿気、悪臭、異臭、臭気等を発する物
 - 1.10.3. 猫、鳥、爬虫類その他の動物ペット類全般(同伴許可の犬はこの限りではありません)
 - 1.10.4. 著しく多量な物品
 - 1.10.5. その他法令で所持を禁じられている物等

第7条(宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当貸別荘の受付において、次の事項を登録していただきます。
 - 1.1. 宿泊客の氏名、住所及び職業
 - 1.2. 外国人にあつては、国籍、旅券番号、パスポートの呈示及びコピー
 - 1.3. その他当貸別荘が必要と認める事項

第8条(貸別荘の使用時間)

1. 宿泊客が当貸別荘を使用できる時間は、チェックイン日の午後3時からチェックアウト午前11時までとします。

第9条(利用規約の遵守)

1. 宿泊客は、当貸別荘内においては、当貸別荘が定めた下記利用規約に従っていただきます。
 - 1.1. 当施設内で備品以外の火災の原因となる火器などをご使用にならないこと。
 - 1.2. 当施設内で喫煙をしないこと。
 - 1.3. 当施設は一般住宅地にある木造の施設になりますので、近隣住民に迷惑となるような、放歌高吟や喧騒な行為、あるいはその他で、他人に嫌悪感を与えたりなさないこと。
 - 1.4. 当施設内に次のようなものをお持ち込みにならないこと。
 - 1.4.1. 動物、鳥類
 - 1.4.2. 著しく悪臭を発するもの
 - 1.4.3. 著しく多量な物品
 - 1.4.4. 火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
 - 1.4.5. 火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
 - 1.4.6. 適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類
 - 1.4.7. 大麻、麻薬、覚せい剤等
 - 1.5. 外来客を施設内に引き入れたり、施設内の諸設備、諸物品などを他の場所に移動、加工、持ち出しさせたり、目的以外の用途に利用させたりなさないこと。
 - 1.6. 当施設の建築物や諸設備に異物を取り付けたり、施設内の他の場所に移動したりなさないこと。
 - 1.7. 当施設内は泥酔した状態で利用なさないこと。
 - 1.8. 当施設内の立ち入り禁止区域に立ち入らないこと。
 - 1.9. 薪ストーブ、焚き火台は指定の薪以外を使用しないこと。
 - 1.10. 別紙「ハウスルール」に定めた内容を順守すること

第10条(料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、各予約サイト、または、当ウェブサイトの料金表に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、全て事前にお支払いいただきます。
3. 当貸別荘が宿泊客に貸別荘を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第11条(当貸別荘の責任)

1. 当貸別荘は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、当貸別荘の故意または重大な過失によって宿泊客に損害を与えた場合に限り、当貸別荘は宿泊客が被った直接の損害につき賠償するものとし、その余の場合の賠償責任は免責されるものとします。

第12条(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

1. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当貸別荘に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当貸別荘は、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後処分いたします。また、飲食物や使い捨ての道具につきましては、当日処分いたします。

第13条(駐車責任)

1. 宿泊客が当貸別荘の駐車場をご利用になる場合、当貸別荘は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

第14条(宿泊客の責任)

1. 宿泊客の故意又は過失により当貸別荘が損害を被ったときは、当該宿泊客は当貸別荘に対し、その損害を賠償していただきます。
 - 1.1. 建物内喫煙による匂いや跡が認められた場合、ハウスクリーニング代や寝具、備品の買換え費用を負担して頂きます。
 - 1.2. 屋外での喫煙等により跡が認められた場合、補修費用を負担して頂きます。
 - 1.3. 建物や設備、電化製品・家具・物品等を、故意にあるいは誤って壊したり汚したりした場合は復旧にかかる料金、及び復旧するまでの間の休業補償を全額負担して頂きます。
 - 1.4. その他損害が生じた場合。
2. 人数超過でのご利用が判明し次第、即時退去かつ違約金(ご利用料金の2倍以上)をお支払いいただきます。

第15条(当貸別荘の免責事項)

1. 当貸別荘は、天災、または別荘利用者様の不注意で引き起こしたすべての事故、本規約に従わないために起こった事故に関して、一切の責任を負いません。
2. 当貸別荘は、別荘利用者様の車両やご持参の品物の破損、盗難、事故に関しまして、一切の責任を負いません。
3. 当貸別荘は、薪ストーブ・ファイヤーピット・ガスBBQの利用において一切の責任を負いません。お子様には大変危険ですので、近づくことのないよう、注意してご利用ください。
4. 当貸別荘は、デザイン性を重視した造りになっており、利用にあたって、危険を伴う箇所がありますが、そのことに因る事故、損害に関して、当貸別荘は一切の責任を負いません。特に、お子様のご利用にあたっては、その点を十分ご理解の上、注意してご利用ください。
5. 近隣や別のお客様に迷惑行為があった場合、警察に通報される場合がありますが、その場合は法的にすべて宿泊客が責任を負うことになります。

約款・規約の内容につきましては予告なしに変更する場合があります。

2023年7月19日改定

ハウスルール

1. 当施設は、全館禁煙です。建物内で喫煙が判明した場合は、その程度によらず「消臭清掃代金」として、200,000円を頂戴致します。
2. 焚火は当施設内の決められた場所で「お楽しみください」。花火は敷地内外ともに厳禁です。火の後始末には十分にご注意ください。

3. 施設や備品の破損、汚損、紛失等が「あった場合、必ず「こ「申告くだ「さいませ。次にご利用いただくお客様へのご配慮をいただけますと幸いです。また、破損の状態によりましては修繕費を頂戴する場合がございます。
4. 食器洗いやBBQグリルなどの後片付けは清掃スタッフが全て行いますので、後片付けや清掃は不要です。野生動物(猪・猿・熊など)が出没する場合があります大変危険ですので、屋外に食材(ゴミ袋)を放置することはおやめください。仮に遭遇しても、消して近寄ったり餌をやったりしないでください。
5. 薪ストーブ、BBQグリルのご利用をご希望される場合は、事前にお申し出ください。利用方法、使用上の注意事項をご説明させていただきます。ご利用にあたっては、注意事項を遵守ください。なお、事故が生じた場合、当貸別荘は一切の責任を負いません。
6. 薪ストーブ、焚き火台には、当貸別荘指定の薪以外ご使用にならないようお願いいたします。
7. 自然に囲まれた施設で「すので「、いろいろな虫か「出ます。窓や入口は開放せず「、閉めるか網戸にしてご利用ください。また、虫刺されや害虫によるケカ「、および「施設内外で「のケカ「について当施設は責任を負いかねます。
8. 連泊をされた場合、こ「滞在中の清掃業務は、3日に一回、ご希望に応じて、簡易清掃を行います。必要な掃除用具をこ「用意しておりますのでご利用くだ「さい。
9. 当貸別荘には3台分の駐車場をこ「用意しています。なお、車両の事故、盗難等のトラブル「について、当貸別荘は一切の責任を負いません。
10. 軽井沢は静かな環境を守るため、24時間営業が禁止されております。周囲の住民の方や周辺を散策されている方に迷惑か「かからないよう、十分にこ「配慮くだ「さい。
11. 当貸別荘はデザイン性を重視した造りとなっております。小さなお子様など、ご利用には充分ご注意ください。万一お子様が怪我をされた場合、当貸別荘は一切の責任を負いません。
12. チェックアウト時間を過ぎ「ますと、当貸別荘のスタッフが「清掃のために入室いたします。
13. こ「滞在中、当貸別荘のスタッフが「、管理のために屋外設備等を巡回する場合がございます。
14. 管理・防犯のため、外構部分に監視カメラの設置をしております。
15. 個人のSNS等の私的利用目的の場合を除き、本物件において撮影した写真・動画等を 当貸別荘の許可無くWeb サイト、または雑誌等に掲載することはご遠慮ください。
16. 調理器具は備え付けのもの以外のものは使用しないでください。